

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	生活応援クーポン券事業	①物価高騰が続く中で、町内で利用可能な、食料品の購入にも使うことができる1万円分のクーポン券を給付し、生活者を支援するとともに、町内消費活動の活性化を図り、同じく物価高騰の影響を受けている事業者の支援につなげる。 ②換金原資及び事務費(人件費、役務費等) ③換金原資 10,000円×26,800人 =268,000千円 事務費 (1)職員手当 1,800円×25時間×2人 =90千円 (2)消耗品費 10千円 (3)通信運搬費 5,293千円 うち発送料 380円×12,500件×1.1=5,225,000円 うち県外再送料 1,230円×50件×1.1 = 67,650円 (4)振込手数料 880円×300店舗×6回 = 1,584千円 (5)換金事務手数料 15円×26,800人×10枚=4,020千円 ④町内住民	R8.4	R9.3
2	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て応援給付金事業 (物価高騰支援)	①物価高騰が続く中で、18歳未満の児童を養育している保護者に対し給付金(1人あたり15千円)を支給し、子育てに要する日常的かつ恒常的な出費が大きいすべての子育て世帯を支援する。 ②給付金及び事務費(役務費) ③給付金60千円(15千円×4人) 事務費3千円 (通信運搬費 1千円、口座振込等手数料2千円) ④町内の18歳未満の子ども 4,300人(平成19年4月2日以降に生まれた者)のうち、令和7年度実施計画において支給しきれなかった対象者	R8.4	R8.5
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費物価高騰対策補助事業	①物価高騰が続く中で、学校給食における食料費の物価高騰分を補助し、保護者負担を据え置くことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、安心安全で質の高い学校給食を継続する。 ※教職員は除く ※小学校分については、給食費負担軽減交付金の基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当する ②学校給食費物価高騰対策補助金 ③町立小学校4校の児童 8,979千円 35円×256,529食 =8,978,515円 町立中学校の生徒 6,925千円 55円×125,909食 =6,924,995円 ④小・中学校の児童・生徒の保護者	R8.4	R9.3